

令和 8 年に申請を受け付ける BS 放送に係る
基幹放送局に関する免許申請マニュアル

令和 8 年 7 月

総務省情報流通行政局
放 送 業 務 課

第1章 申 請

衛星基幹放送局を開局するためには、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 4 条の規定に基づき、総務大臣の免許を受けなければなりません。衛星基幹放送局の免許申請にあたっては、次の書類を提出する必要があります。

☆ 電子申請の義務化が始まっています。詳しくは、以下 URL をご覧ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/digob/index.htm>

また、衛星基幹放送局は、電波法第 6 条第 8 項の規定により、総務大臣が公示（平成 24 年総務省告示第 426 号）する周波数を使用するものの免許申請に関して、総務大臣が公示する期間内に行う必要があります。

なお、申請書及び添付書類は、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）（以下「免許規則」という。）の規定に基づき、日本語で作成することとし、日本語以外の言語による資料を添付する場合は、翻訳した資料を併せて添付してください。

一部の様式は以下 URL にて配布しておりますので、ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/eiseihousou.html

提出部数

免許申請書	1 通
無線局事項書及び工事設計書	1 通
無線局事項書及び工事設計書の写し	2 通
適合証明書	3 通

1. 無線局免許申請書（別表第一号）

申請者の住所、法人名、代表者氏名、法人番号、無線局の種別等を記載してください。（免許申請手数料を収入印紙により納付）

なお、表紙の題名の「(再免許)」は削除してください。

2. 無線局事項書（別表第二号第 5）

無線局の開設を必要とする理由、電波の型式、希望する周波数の範囲及び周波数の数、空中線電力等を記載してください。

「希望する周波数の範囲及び数」に複数の組合せがある場合における「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」は次の①から④のとおりとしてください。

- ①「希望する周波数の範囲及び数」に複数の組合せがある場合は、「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に、それぞれの内容とともに優先順位を記載すること。
- ②①の組合せによって、事業計画、衛星基幹放送事業者の負担額等その他の事項に差異が生じる場合は、それぞれの組合せに対応する内容を判別できるように記載し、あわせて必要な書類を添付すること。
- ③希望する周波数の範囲及び数に加えて、特定の周波数を希望する場合は、希望するそれぞれの周波数を記載すること。
- ④比較審査により、他の申請者の申請に劣後して③による希望する周波数の指定が受けられない場合であって、かつ、他の申請者に周波数を割り当てた後に周波数の残余が存在する場合に、当該残余の周波数の指定を希望するときは、その旨を記載すること。

衛星基幹放送局の免許を受けようとする者は、他の無線局とは違い、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、人工衛星の打上げ予定時期、使用可能期間等人工衛星に関する事項を併せて記載する必要があります。

免許規則別表第二号第5の様式により提出してください。免許規則別表第二号第5注38の表の区分に従い、提出が必要となる「事業計画等」を提出してください。

（１）基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要等

無線局事項書（3枚目）「35 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称」、「36 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲」及び「37 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力」の記載に当たっては、放送技術課が発行している「基幹放送に関する技術基準等に係る申請の手引き（第7版）（令和6年4月）」を参考にすること。

（２）無線局事項書の「添付書類」

基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力（無線局事項書37欄関係）

設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

(3) 「別紙」とする事項

ア 無線設備の工事費（無線局事項書 34 欄関係）

送受信設備及びその他の工事費について記載すること。

イ 事業計画等（無線局事項書 38 欄関係）

① 経営形態及び資本又は出資の額

株式会社、設立中の株式会社等別に株式数等について記載すること。

② 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法

工事費、創業費等の用途別資金の額並びにその調達の方法の別（資本金、出資金、借入金等）及び額を記載すること。

③ 主たる出資者及びその議決権の数

議決権の総数、議決権の総数に対する比率が 100 分の 1 以上の出資者について、住所、職業、総議決権に対する比率等を記載すること。

④ 役員に関する事項

役員の氏名、住所、役名、担当部門等を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

⑤ 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要

兼営する事業及び当該事業の概要並びに他の事業への出資について記載すること。

⑥ 将来の事業予定

別紙(1)から別紙(7)までの事業計画に関する将来の予定について記載すること。

⑦ 事業収支見積り

向こう 5 年の事業収支見積りについて記載すること。第 1 年目を当該無線局の運用開始の予定期日が含まれる事業年度とすること。

ウ 外国人等により占められる役員の割合（無線局事項書 39 欄関係）

株式会社にあつては役員（取締役、監査役等）、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者（理事、監事等）について記載すること。役員が日本の国籍を有することを証する書類及び登記簿謄本を添付すること。

以下で配布の様式を利用して作成すること。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001055438.xlsx

エ 外国人等直接保有議決権割合（無線局事項書 40 欄関係）

議決権の総数に対する外国法人等の議決権の数の比率を記載すること。記載事項を証する書類として、議決権の総数及び議決権割合に関する事項に関する書類を添付すること。

以下で配布の様式を利用して作成すること。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001055438.xlsx

3. 工事設計書（別表第二号の二第8）

送信の方式、送信機、受信機、空中線系、電源設備等について記載してください。

免許規則別表第二号の二第8の様式により提出してください。工事設計書（2枚目）「16 その他の工事設計」の「電波法第3章に規定する条件に合致している」にチェックしてください。

（1）工事設計書の「添付書類」

ア 空中線系構成図（工事設計書 13 欄関係）

構成が複雑なため、工事設計書 13 欄の記載が困難な時は、構成を示す図面を添付すること。

イ 送受信系統図（工事設計書 19 欄関係）

送受信の系統、各系統の用途及び周波数並びに送受信機、空中線及び端局装置の接続系統を記載すること。

ウ 電源系統図（工事設計書 19 欄関係）

機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。

エ 地表面の利得コンタ図（工事設計書 19 欄関係）

申請に係る衛星基幹放送局が対地静止衛星である場合は、送信空中線及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。

オ 業務区域を示す図（工事設計書 19 欄関係）

電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

4. 審査事項適合書

「令和8年に申請を受け付ける BS 放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）に係る免許方針」（令和8年総務省訓令第30号）第3条及び第4条に規定に基づき以下に示す審査事項への適合性に関して適宜の様式に記載するとともに記載事項を証する書類を添付してください。

また、比較審査事項（2）「オ 安全・信頼性を確保するための次に掲げる対策がより充実していること。」に関する適合性に関しては、別添1～4の表及び表の項目に沿って取組状況を疎明する資料を添付してください。なお、別添の各表に相当する適合性を示す一覧等がある場合は、当該一覧等に代えることを妨げません。

(1) 絶対審査事項

ア 人工衛星調達方法等にあつては次に掲げる事項

(ア) 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間の人工衛星の使用及び当該申請に係る衛星基幹放送の業務を維持するために必要な経理的基礎の確保に係る計画が適正かつ明確に定められていること。

- 調達する人工衛星の設計寿命までの間の人工衛星の使用及び衛星基幹放送の業務を維持するために必要な費用の見積りを記載すること。
- 上記見積りを踏まえた資金計画等経理的な計画を記載すること。
- 申請者以外の者（以下「連携先」という。）と連携する計画の場合は、上記に加えて、連携先との連携に係る役割分担、費用負担、管制を含む地上放送設備等の取扱い、それらに基づく収支見積を含む申請者としての事業計画等についても記載すること。
- ここで記載した計画は、競願時の比較審査事項「(2)ア(ア) 経理的基礎の確保」にも用いられる。

(イ) 高い信頼性を有する人工衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているものであること。

- 調達する人工衛星の信頼性を確保するための手続きの状況及び今後の具体的な計画（スケジュール）を記載すること。
- 調達方法と、安価にするための工夫を具体的に記載すること。

(ウ) 新たに調達する人工衛星は、13年以上の設計寿命を有するものであること。

- 調達する人工衛星の設計寿命の予定及び設計寿命を担保するための方策を記載すること。
- ここで記載した設計寿命は、競願時の比較審査事項「(2)イ(ウ) 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命」にも用いられる。

(エ) 人工衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における人工衛星確保のための対応の方法

- ① 人工衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り速やかに代替の人工衛星を打ち上げる計画を有していること。
 - ② 人工衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められていること。
- 人工衛星の打上げまでの具体的な計画（スケジュール）を記載すること。
 - 人工衛星の打上げが失敗した場合の代替の人工衛星の打上げ計画について、予定時期を明らかにした上で具体的に記載すること。
 - 人工衛星の打上げが遅延しないための対策、遅延した場合における遅延期間

ごとの対応策を具体的に記載すること。

(オ) 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、安全な軌道位置を確保するものであること。

○ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との位置関係を示すこと。

○ 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星と安全な距離を確保するための他者との取り決めや技術的な方策を具体的に記載すること。

(カ) 新たに調達する人工衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用する衛星基幹放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該人工衛星により、本免許申請により申請を受け付ける無線局に係る周波数全てを使用する衛星基幹放送の業務を行い、かつ、放送衛星業務用の周波数以外の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）全てを使用して衛星基幹放送の業務に活用するものであること。

○ 本件申請に係る BS 放送の基幹放送局との併設による調達及び打上げを行う東経 110 度 CS 放送の無線設備の構成の概要（工事設計、系統図等）及び衛星基幹放送の業務の活用方法について具体的な計画を記載すること。

なお、衛星基幹放送業務の実施に必要な設備を第三者から借り受けて実施する計画の場合は、その計画を具体的に記載するとともに、当該借り受け先からの同意書等確実性を証する書類を添付すること。

○ 連携先と連携する計画の場合は、申請者と連携先との連名により、申請者に無線局免許が交付された場合には両者で連携して確実に本項の条件を満たす意思があることを明確に証する書類を添付すること。

イ 衛星基幹放送事業者への情報開示にあっては次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、対象の基幹放送事業者等に等しく情報開示を行うものであること。

(ア) 人工衛星の仕様の内容

(イ) 人工衛星の障害に関するデータの内容にあっては次に掲げる事項

① 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

② 障害対策として実施する措置として開示する内容

(ウ) 放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容

(エ) 中長期の事業計画その他衛星基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容

○ (ア)から(エ)までの事項の情報開示に係る内容及び基幹放送事業者等に等しく情報開示する方法、情報開示の実施の契機、タイミング等も併せて具体的に記載すること。

- ここで記載した情報開示方法は、競願時の比較審査事項「(2)ウ(ア) 衛星基幹放送事業者に事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画」にも用いられる。

ウ 衛星基幹放送事業者の負担額にあっては次に掲げる事項

(ア) 放送局設備供給役務の料金の見込み額が明確に定められていること。

- 中継器及び地球局の利用に係る料金の見込み額を記載すること。実際の負担額を算定するにあたり、契約の種別や割引の特例を予定している場合は、それらの措置についても具体的に記載すること。

(イ) (ア)の料金の見込額が、既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであること。

- 既存の放送局設備供給役務の料金（地球局の利用に係る料金を含む。）※と、新たに調達する人工衛星による放送局設備供給役務の料金の比較表等により、低廉であることを説明すること。

※ 別紙「既存の放送局設備供給役務の料金表」参照。

(ウ) (ア)の料金の見込額が、新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間に発生することとなる諸費用等に照らし適正であること。

- 新たに調達する人工衛星の設計寿命までに発生することとなる諸経費等とともに、放送局設備供給役務の料金による収入見込み額を記載し、料金の見込み額が適正であることを説明すること。

(エ) (ア)の料金の見込額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されていること。

- 利用する伝送容量、地球局によるアップリンクの要否に応じた料金区分のほか、料金区分に関する基幹放送事業者のニーズの把握状況とそれに対応した設定について記載すること。

(オ) 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間において放送局設備供給役務の料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び上限額が明確に定められていること。

- 放送局設備供給役務の料金について、値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び上限額を具体的に記載すること。

(カ) (ア)の料金の見込額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないこと。

- 他の事業分野との間で相互補助を行う予定がある場合は、その内容を具体的に記載するとともに、不当な内部相互補助に該当しないことを説明すること。

なお、不当な内部相互補助とは、

- ・ 内部相互補助により、競争相手を排除するために原価を大幅に下回る料金を

定めること

- ・内部相互補助により、放送局設備供給役務等の独占的分野で得た収益を原資に他の競争的分野において不当な競争を引き起こす低廉な料金を定めること
 - ・内部相互補助により、他の事業分野を含めて特定の者に対して差別的な取扱いとなる料金を定めること
- など、適正な市場競争を歪曲するような行為が該当します。

- (ア)から(カ)に記載した衛星基幹放送事業者の負担額に関する事項は、競願時の比較審査事項「イ人工衛星の調達や打上げ等に要する費用を安価にするための計画」にも用いられる。

エ 衛星基幹放送事業者の意向の聴取にあつては新たに調達する人工衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法が適正かつ明確に定められていること。

- 人工衛星の運用開始以後における、衛星基幹放送事業者からの意向の聴取方法について、実施の時期等も含めて具体的に記載すること。

オ 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備にあつては既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上に配備する衛星基幹放送の業務の用に供する番組送出設備、中継回線設備及び地球局設備（以下「地上放送設備」という。）を確保すること。

- 既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要と想定している地上放送設備を示すとともに、当該設備を既に確保している場合には、その設備について具体的に記載すること。
- 地上放送設備を新たに確保する場合には、具体的な計画を記載すること。設備を借り受けて実施する計画の場合は、当該借り受け先からの同意書等を添付すること。
- 地上放送設備を運用するための組織・要員体制について、具体的に説明すること。

(2) 比較審査事項

ア 人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎及び事業遂行上必要な設備の整備計画等次に掲げる事項がより確実であること。

(ア) 経理的基礎の確保

- 事業の収支計画、事業に必要な資金の確保の方法（現有資本によるものか、新たな増資・融資によるものか等）及びその確実性について記載すること。

(イ) 設備の整備計画

- 基幹放送局設備供給役務の履行に必要な設備（予備衛星・設備を含む。）の整備計画（既存の設備によるものか、新たに整備するものか、将来の更新計画等い

つ何を整備する予定かなど)を記載すること。

(ウ) 高度な技術者の確保

- 基幹放送局設備供給役務の履行に必要な技術の程度や人材像、当該人材の確保・育成のための計画、方針等を記載すること。

イ 人工衛星の調達や打上げ等に要する費用を安価にするための次に掲げる計画がより充実していること。

(ア) 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画

- 人工衛星(バス部分に限る。)を低廉にするための工夫がある場合はその内容、工夫しない場合の見込価格と工夫した結果の見込価格を記載すること。

(イ) 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画

- 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫がある場合はその内容、工夫しない場合の見込価格と工夫した結果の見込価格を記載すること。

(ウ) 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命

- 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命並びに燃料寿命を延伸するための方策を記載すること。

ウ 衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。

(ア) 衛星基幹放送事業者に事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにその改善計画

- 情報開示の方法及びその改善計画を記載すること。これらが社内規程等で定められている場合は、当該社内規程等を示すこと。

(イ) 衛星基幹放送事業者と料金水準について協議する方法及びその改善計画

- 協議する方法及びその改善計画を記載すること。これらが社内規程等で定められている場合は、当該社内規程等を示すこと。

(ウ) 衛星基幹放送事業者と役務内容について協議する方法及びその改善計画

- 協議する方法及びその改善計画を記載すること。これらが社内規程等で定められている場合は、当該社内規程等を示すこと。

(エ) 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画

- 普及を図るための具体的な活動計画を記載すること。活動計画が法人の事業計画等に定められている場合は、当該事業計画等を示すこと。

エ 放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの)を実施する場合に予定する放送局設備供給役務に係る料金の見込額の水準がより安価であること。

- 人工衛星の運用開始以後、設計寿命までの間において、12スロットを使用する場合の放送局設備供給役務の月額料金(アップリンクの委託費を含み、特定の条

件を満たす場合の値引き等を考慮しない標準的な料金とする。)の合計額を当該期間の月数で除した金額を記載すること。

オ 安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。

(ア) 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策

○ 別添 1 又はこれに相当するものとして適合性を証する一覧等を添付すること。

(イ) サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策

○ 別添 2 又はこれに相当するものとして適合性を証する一覧等を添付すること。

(ウ) 経済安全保障上のリスクに対する取組

○ 別添 3 又はこれに相当するものとして適合性を証する一覧等を添付すること。

(エ) 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策

○ 別添 4 又はこれに相当するものとして適合性を証する一覧等を添付すること。

第2章 審 査

免許申請に対し、電波法の規定により、以下のとおり審査を行います。

1. 欠格事由（電波法第5条第1項）

次のいずれかに該当する者には、無線局の免許が与えられません。

一 日本の国籍を有しない人

二 外国政府又はその代表者

三 外国の法人又は団体

四 法人又は団体であって、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

また、電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰せられた者や免許の取消処分を受けた者は、免許が与えられないことがあります。

2. 審 査（電波法第7条第2項）

(1) 工事設計が電波法第三章に定める技術基準及び基幹放送の業務に用いる電気通信設備が放送法第121条第1項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

工事設計が電波法第三章（無線設備）の技術基準及びこれに基づく省令「無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）」等並びに基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第121条第1項の総務省令「放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会

規則第10号)」等の基準に適合しているかを審査する。

- (2)「基幹放送用周波数使用計画」に基づき、周波数の割当てが可能であること。

放送用に使用できる周波数は、告示により「基幹放送用周波数使用計画」として定められており、これに基づき周波数の割当てが可能であることを審査する。

なお、一の申請において、「希望する周波数の範囲及び数」に複数の組合せがある場合は、それぞれの申請の優先順位の高い順に審査を行う。

- (3)当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

放送局を開設し運営していくためには、相当の経費を必要とするため、工事費の見積り及びその支弁方法、事業計画、事業収支見積り等の妥当性や実施の確実性、設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準への適合性等について審査する。

- (4)「基幹放送局の開設の根本的基準」に適合すること。

申請者が確実にその事業の計画を実施することができること、既設の無線局の運用等に支障を与えないものか等について審査する。

- (5)「電波法関係審査基準（総務省訓令第67号）」に適合すること。

上記(1)から(4)の具体的な審査方法は、電波法関係審査基準の規定による。

- (6)「免許方針」に適合すること。

ア 絶対審査事項

- (7)人工衛星調達方法等にあつては次に掲げる事項

- a 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間の資金計画が社として決定しているものであること。必要な費用の見積もりに対して不足なく、当該衛星の運用に必要な冗長性、地上放送設備の確保等も含めた計画と整合性が取れているかを審査する。

また、申請者が連携先との連携により人工衛星の調達、打上げ、放送等を行う計画の場合は、申請者において当該連携先と連携してこれらを実施する計画等を有しており、同計画等において連携に係る役割分担、費用負担、管制を含む地上放送設備等の取扱い、それらに基づく収支見積りを含む事業計画等についても具体的な検討がされているかを審査する。

- b 高い信頼性を有する人工衛星を調達するものであり、その調達方法が適正かつ安価にするための工夫がされているかについて以下の観点で審査する。

- ・衛星の故障率等信頼性に関する指標、納品前における試験の実施について、調達仕様書等で、具体的、かつ網羅的に定めているか。
- ・調達先（予定を含む。）は、衛星の製造・納品実績があり、国内外からの高い信頼を得ていることなどを考慮しているか。
- ・発注から納品までのスケジュールが具体的であり、無線局の落成期限に照らし

て適切か。

・ 安価に調達するための工夫がされているか。

c 新たに調達する人工衛星の設計寿命について、13年以上を要件とすることを調達の調達仕様書等に定めているかについて審査する。

d 人工衛星の打上げの失敗又は遅延の場合における人工衛星確保のための対応の方法

① 人工衛星の打上げが失敗した場合には、放送の継続及び開始に支障のないようできる限り速やかに代替の人工衛星を打ち上げる計画を有しているかについて審査する。

② 人工衛星の打上げの遅延に対する対応策が適正かつ明確に定められているかについて審査する。

e 近接する、又は同一軌道上の他の人工衛星との関係において、人工衛星を安全に運用するために合意書を締結等しているか。また、新たに打ち上げる人工衛星について、既存の衛星との安全な距離を確保し、同時運用するための計画、管制技術を有しており、安全な軌道位置を確保するものであるかについて審査する。

f 新たに調達する人工衛星は、申請者単独又は申請者以外の者との連携により、東経110度CS放送の業務に係る無線設備の併設による調達及び打上げを行うとともに、当該人工衛星により、本免許申請により申請を受けつける無線局に係る周波数全てを使用するBS放送の業務を行い、かつ、東経110度CS放送の周波数（右旋円偏波の電波の周波数に限る。）の全てを使用して衛星基幹放送の業務に活用する計画を有しているか審査する。

なお、衛星基幹放送業務の実施に必要な設備を借り受けて実施する計画である場合は、当該借り受け先からの合意書等により、その確実性を審査する。

また、申請者が連携先との連携により人工衛星の調達、打上げ、放送等を行う計画の場合は、連携先においても、申請者に無線局免許が交付された場合には両方で連携して確実にこれらを実施する明確な意思があるかを審査する。

(i) 衛星基幹放送事業者への情報開示にあつては次に掲げる事項について、衛星基幹放送事業者への情報開示方法を具体的に定め、開示する内容、開示の頻度等について、株主、非株主等の違いに関わらず、対象の基幹放送事業者に対して等しく情報開示される仕組みとなっているかについて審査する。

a 人工衛星の仕様の内容

b 人工衛星の障害に関するデータの内容にあつては次に掲げる事項

① 障害の部位・原因特定のためのデータとして開示する内容

② 障害対策として実施する措置として開示する内容

c 基幹放送事業者に負担させることとなる放送局設備供給役務の料金の算定根拠、コスト構造、コスト削減の取組に関する内容

- d 中長期の事業計画その他基幹放送事業者が放送するに当たって必要となる情報に関する事項として開示する内容
- (ウ) 衛星基幹放送事業者の負担額にあっては次に掲げる事項
- a 放送局設備供給役務の料金の見込額が明確に定められているか、当該料金が、想定されるすべての基幹放送事業者に当てはめることが可能となっているか（料金が算定できないような事態は生じないか）審査する。
- b a の料金の見込額が、本件の公募開始時点における既存の放送局設備供給役務の料金よりも低廉なものであるか審査する。
- c a の料金の見込額が、新たな人工衛星の設計寿命までに要する諸経費等と、当該期間中における料金収入の見込額の合計の収支を対比して適正であるか審査する。
- d a の料金の見込額は、放送局設備供給役務の提供条件に応じた料金区分が設定されているか審査する。
- この場合の提供条件とは、伝送容量に応じた区分、アップリンクの要否のほか、サイトダイバーシティの要否など、想定する基幹放送事業者のニーズを考慮したものであること。
- e 新たに調達する人工衛星の設計寿命までの間において放送局設備供給役務の料金を値上げする可能性がある場合にあっては、その想定される事由及び値上げの上限額が明確に定められているか、その妥当性も含めて審査する。
- f a の料金の見込額が、他の事業分野との間での不当な内部相互補助により定められたものでないことを審査する。
- (エ) 衛星基幹放送事業者の意向の聴取にあっては新たに調達する人工衛星の運用開始以後において、衛星基幹放送事業者の意向を聴取するための方法（実施要領、時期、聴取を行う責任者等）が適正かつ明確に定められているか審査する。
- (オ) 衛星基幹放送の業務を継続するために必要な設備・体制の整備にあっては既存の衛星基幹放送事業者の事業の継続に必要な地上放送設備を確保されているか、次の事項について審査する。
- ・必要となる地上放送設備を確保（冗長性の確保を含む。）しているか。確保していない場合は確保するための具体的な計画を有しているか。
 - ・必要となる地上放送設備を借り受けて実施する計画の場合は、当該借り受け先からの同意書等を得ているか。
 - ・地上放送設備を運用するための組織・要員体制を確立しているか。確立していない場合は確立するための具体的な計画を有しているか。

イ 比較審査事項

割り当てることのできる周波数が不足する場合には、次の比較審査により、比較審査事項への適合の度合いが高いものを優先する。

(ア) 審査方法

- a 審査の透明性・客観性を確保する観点から、各比較審査事項への適合度合いを点数化し、合計点数の高低により順位を確定する。
- b 各比較審査事項は、公共の福祉に寄与する観点でいずれも重要であることから、各比較審査事項の配点は同点（最高点）とする。
- c 審査は対抗的審査（申請者間の総当たり）により実施し、各比較審査事項について付与する点数は「(他の申請者より優位と判定した数) × 1」点とする。
- d (4)以外の審査は、各比較審査事項に列記している個々の事項が優れているものの数が多いものを優位とする。

(イ) 比較審査事項、評価方法及び配点

	比較審査基準	評価方法	配点
(1) 注 1	人工衛星の設計寿命までの事業計画に記載された計画を実施するための資金計画等の経理的基礎及び事業遂行上必要な設備の整備計画等の次に掲げる事項がより確実であること。 ア 経理的基礎の確保 イ 設備の整備計画 ウ 高度な技術者の確保	ア、イ、ウについて優劣を比較	N-1
(2) 注 2	人工衛星の調達や打上げ等に要する費用をより低廉にするための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 人工衛星の調達費用を低廉にするための工夫に係る計画 イ 人工衛星の打ち上げ費用を低廉にするための工夫に係る計画 ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命	ア、イ、ウについて優劣を比較	N-1
(3) 注 3	衛星基幹放送の安定的な提供及び普及を図るための次に掲げる計画がより充実していること。 ア 衛星基幹放送事業者に、事業計画及びコスト構造を開示する方法並びにそれらの改善計画 イ 衛星基幹放送事業者と、料金水準について協議する方法及びその改善計画 ウ 衛星基幹放送事業者と、役務内容について	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	N-1

	て協議する方法及びその改善計画 エ 衛星基幹放送事業者と連携して衛星基幹放送の普及を図るための活動計画		
(4) 注 4	放送衛星業務用周波数により、広帯域伝送方式の高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を実施する場合に予定する放送局設備供給役務の料金の見込額の水準がより安価であること。	放送局設備供給の料金の見込み額の水準を比較	N-1
(5) 注 5	安全・信頼性を確保するための次に掲げる取組がより充実していること。 ア 自然災害時等における事業継続に必要な体制の整備・対策 イ サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な体制の整備・対策 ウ 経済安全保障上のリスクに対する取組 エ 地上放送設備の安全性を確保するために必要な物理的な脅威への対策	ア、イ、ウ、エについて優劣を比較	N-1

N：絶対審査事項に適合した申請の数

注 1 各事項について、それぞれ以下の方法により優劣の比較を行う。

ア 事業計画に記載された計画を確実に実施するための収支及び資金の計画の確実性について比較する。

イ 基幹放送局設備供給役務の履行に必要な設備の整備計画の確実性について比較する。

ウ 基幹放送局設備供給役務の履行に必要な高度な技術者を確保・育成するための計画の確実性について比較する。

注 2 各事項について、それぞれ以下の方法により優劣の比較を行う。

ア 人工衛星の調達費用を安価にするための工夫に伴うコスト削減効果により比較する。

イ 人工衛星の打ち上げ費用を安価にするための工夫に伴うコスト削減効果により比較する。

ウ 人工衛星の設計寿命及び燃料寿命の長さを比較する。

注3 各事項について、それぞれ以下の方法により優劣の比較を行う。

ア 事業計画やコスト構造に関する情報開示の方法、改善計画について、内容の充実度合い、実施の確実性により比較する。

イ 放送局設備供給役務の料金水準についての協議方法、改善計画について、内容の充実度合い、実施の確実性により比較する。

ウ 放送局設備供給役務の内容についての協議方法、改善計画について、内容の充実度合い、実施の確実性により比較する。

エ 衛星基幹放送の普及を図るための具体的な取組の充実度合い、実施の確実性により比較する。

注4 人工衛星の運用開始以後、設計寿命までの間の12スロットを使用する場合の放送局設備供給役務の月額料金（アップリンクの委託費を含み、特定の条件を満たす場合の値引き等を考慮しない標準的な料金とする。）の合計額を当該期間の月数で除した金額により比較を行う。

注5 各事項について、それぞれ以下の方法により優劣の比較を行う。

ア 「事業継続ガイドライン」（令和5年3月 内閣府防災担当）において提示されている事業継続に必要とされる事項、望ましい事項等に取り組んでいること、「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」（平成28年2月、内閣官房国土強靱化推進室）に基づく、国土強靱化貢献団体の認証を受けていることなど、自然災害時等における事業継続に必要な取組について、別添1の表の項目に沿って取組状況を疎明する資料を確認し、その充実度合いを評価する。

イ 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」（令和5年4月 サイバーセキュリティ戦略本部）等、国内外で受け入られているサイバーセキュリティに関するフレームワーク・基準に基づき、取り組んでいること、サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を組織内の必要な部門に配置していることなど、サイバーセキュリティに係るリスクへの必要な備え、有事の際の適切な対処等を実現するために必要な取組について、別添2の表の項目に沿って取組状況を疎明する資料を確認し、その充実度合いを評価する。

ウ 「経済安全保障経営ガイドライン」（第1版）（令和7年1月 経済産業省）において推奨されている経済安全保障上のリスクへの対策など、経済安全保障上のリスクに対する取組について、別添3の表の項目に沿って取組状況を疎明する資料を確認し、その充実度合いを評価する。

エ 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する情報セキュリティ基準について」（令和7年6月 防衛施設庁）において提示される「物理的及び環境的セキュリティ」等国内外で受け入れられている物理セキュリティに

関するフレームワーク・基準に基づく対策への取組について、別添４の表の項目に沿って取組状況を疎明する資料を確認し、その充実度合い評価する。

３．審査上必要とする資料

申請の審査に際し、電波法第７条第６項の規定に基づき、別途、関係資料の提出を求めることがあります。

記載例・申請書類様式

記載例

※「（再免許）」を削除する。

無線局免許—（再免許）—申請書

総務大臣 殿

(例)

令和※年 ※月 ※日

※申請年月日を記載

収入印紙

※※円

収入印紙貼付欄

※割印等しないこと

※ここをチェック

- ☒ 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐ 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請者

住 所	都道府県—市区町村コード [○○○○○○○] 〒 (○○○ - ○○○○) 東京都千代田区霞が関※丁目※番※号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ エイセイカブシキガイシャ ソウム タロウ 衛星株式会社 代表取締役社長 総務 太郎
法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○

※基幹放送局に係る申請は該当しないにチェック。

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	☐ 該当 ☒ 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	☐ 有 ☒ 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	☐ 有 ☒ 無
	議決権の割合（同号）	☐ 有 ☒ 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	☐ 有 ☒ 無
一部の基幹放送	国籍等（同条第4項第1号）	☐ 有 ☐ 無

をする無線局の 欠格事由	処分歴等（同号）	☐ 有	☐ 無
	特定役員（同項第2号）	☐ 有	☐ 無
	議決権の割合（同項第2号及び第3号）	☐ 有	☐ 無
	役員の処分歴等（同項第4号）	☐ 有	☐ 無

※チェック不要

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	衛星基幹放送局 5局
② 識別信号	〇〇〇〇
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	※記載不要
⑤ 希望する免許の有効期間	令和15年10月31日
⑥ 備考	120W：5局×※※円 合 計 ※※円

（参考）

100Wを超え1kW以下のもの106,400円（電子申請）

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の申出の有無	☒ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☒ 無線局の免許の有効期間まで前納します（電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。）。
※電波利用料の前納を希望する場合には、該当にチェック	☐ その他（ 年）

② 電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）

☒ 1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ エイセイカブシキガイシャ ソウム ジロウ
	衛星株式会社 総務 次郎
電話番号	01-2345-6789
電子メールアドレス	digital@eisei.com

無線局事項書	
1 免許の番号	(記載不要)
2 申請（届出）の区分	☒ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許
3 無線局の種別コード	EV
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	令和8年7月3日付けで公示のあった衛星基幹放送を行う基幹放送局の免許申請受付に関して、令和11年度にBS・CS共同衛星として打ち上げることを予定している〇〇衛星による高精細度テレビジョン放送の衛星基幹放送局を開設することとしたい。
5 法人団体の別	☒ 法人 ☐ 団体
6 住 所	都道府県－市区町村コード [〇〇-〇〇〇] 〒 (〇〇〇 - 〇〇〇〇) 東京都千代田区霞が関※丁目※番※号 電話番号 (01) 2345 - 6789
7 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ エイセイカブシキガイシャ ソウムタロウ 衛星株式会社 代表取締役社長 総務太郎
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	☒ 日付指定： R12 . 7 . 31 ☐ 予備免許の日から ____ 月 日 の日 ☐ 予備免許の日から ____ 日 目 の日
10 運用開始の予定期日	☒ 免許の日 ☐ 日付指定： ____ . ____ . ____ ☐ 予備免許の日から ____ 月 以内 の日 ☐ 免許の日から ____ 月 以内 の日
11 無線局の目的コード	BBC ☐ 従たる目的 基幹放送の種類コード DHV
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	えいせいでじたるテレビ
15 人工衛星の名称	〇〇衛星
16 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	11.7GHzから12.2GHzまでの以下の〇波 34M5G7W 00.00000GHz 000W 最大等価等方輻射電力 000kW 34M5D7W 00.00000GHz 000W 最大等価等方輻射電力 000kW (備考) 1秒におけるシンボル数 00.0000M baud

17 無線局の区別		えいせいでじたるテレビ				
18 人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	人工衛星の名称	
		東経110°	±0.1°	±0.1°	〇〇〇〇	
	対地静止衛星以外の人工衛星	軌道の傾斜角				
		周期				
		遠地点の高度				
		近地点の高度				
		軌道の種類	コード []			
	19 打上げ予定時期		令和〇年〇月〇日			
	20 使用可能期間		〇年（令和〇年まで）			
21 軌道に関する事項		東経〇° ～西経〇°				
22 目的を遂行できる位置の範囲		東経110° ±0.1°				
23 予備衛星の数		1機				
24 同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの		宇宙物体の数				
		打上げ予定時期				
25 人工衛星の打上げ場所		〇〇〇〇				
26 人工衛星の国際標識番号		〇〇〇〇				
27 人工衛星の姿勢制御方式		〇〇〇〇方式				
28 人工衛星の所有者		衛星株式会社				
29 人工衛星を打上げるために使用するロケットの種類		〇〇〇〇				
30 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲						
31 備考		本〇〇衛星の無線設備を衛星基幹放送局の主装置とし、▲▲衛星の無線設備を予備装置とする。				

32 無線局の区別	えいせいでじたるテレビ
33 放送区域等	日本全国
34 無線設備の工事費	別紙に記載のとおり。
35 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	別紙a
36 放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	別紙b
37 基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力	別紙c
38 事業計画等	(別紙) ☒ (1) 経営形態及び資本又は出資の額 ☒ (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 ☒ (3) 主たる出資者及びその議決権の数 ☒ (4) 役員に関する事項 ☐ (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 ☐ (6) 試験の方法及び具体的計画 ☒ (7) 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 ☒ (8) 将来の事業予定 ☒ (9) 事業収支見積り ☐ (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
39 外国人等により占められる役員の割合	0.00%
40 外国人等直接保有議決権割合	0.00%

1 枚目

工事設計書			
1 無線局の区別		えいせいデジタルテレビ	
2 装置の区別	番号	第 装置	
	予備送信装置	☐	
	現用装置の番号		
3 通信方式コード又は送信の方式コード		TH2	
4 通信路数			
5 送信機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		34M5G7W 11.7GHzから12.2GHzまで
	定格出力 (W)		999
	低下させる方法コード		○
	低下後の出力 (W)		
	変調方式コード		○○○○
	発振コード		○
	終段部の真空管又は半導体コード		TWT
	電力束密度 (dBW/Hz/m ²)		-999.9
	最大電力密度 (dBW/Hz)		-999.9
	製造者名		○○○
	型式又は名称		○○○
製造番号			
6 受信機	区別		☐ 送信機と同じ
	低雑音増幅器	利得 (dBi)	
		雑音温度 (K)	
	通過帯域幅		999MHz
	雑音温度 (K)		999

2 枚目

7		無線局の区別		えいせいデジタルテレビ				
空中線系	8	空中線系番号		1				
	9	空中線	空中線型式等	送受の別コード		基本コード	付加コード	偏波面コード
			T		ZD	0	R	
			電力半値ビーム幅（度）					
			指向確度（度）		±0.0			
			利得（dBi）	送信	99.9		受信	
			口径（m）	9.9				
		雑音温度（K）	999					
	10	給電線等	給電線損失（dB）	送信	9.9		受信	
			共用器損失（dB）	送信	9.9		受信	
			その他損失（dB）	送信	9.9		受信	
	11	発射する周波数等		1～〇				
	12	受信する周波数						
13	空中線系に関するその他の事項		☑構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。					
14	電源設備	種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項	
		太陽電池パネル	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
		蓄電池	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
	予備電源の有無		□有 ☑無					
15	附属装置		コード			補足事項		
			ALM			〇〇〇		
			MON			〇〇〇		
			CON			〇〇〇		
16	電波発射停止装置		☑有 □無		方式及び性能	〇〇〇		
17	軌道又は位置の変更機能		☑有 □無		方式及び性能	〇〇〇		
18	その他の工事設計		☑電波法第3章に規定する条件に合致する。					
19	添付図面		☑無線設備系統図又は送受信機系統図 ☑電源系統図 ☑地表面の利得コンタ図 ✓□業務区域を示す図					
20	備考		〇〇〇					

3枚目

21 無線局の区別		えいせいデジタルテレビ				
22 周波数配 列情報	人工衛星の名称	〇〇〇		周波数帯	11.7GHzから12.2GHz帯	
	トランスポンダ 番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項
	1	日本国内ビーム	99.99999GHz	34.5MHz	R	

4 枚目

23 無線局の区別	えいせいデジタルテレビ				
24 宇宙通信概念情報	人工衛星の名称	〇〇〇			
	アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	ダウンリンク	高精細度テレビジョン放送	11.7GHzから12.2GHz帯	放送衛星業務	日本全国
	アップリンク	高精細度テレビジョン放送	〇帯	固定衛星業務	〇〇〇
	補足事項				

5枚目

25 無線局の区別		えいせいデジタルテレビ					
26 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価 等方輻射電力	補足事項	トランスポンダ番号
	1	G7W	99.9999GHz	〇W	最大EIRP 999W		1

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式(第3条第2項及び第16条第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許(再免許)申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

☐電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

☐無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

(注3)

また、上記の申請に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注4)

記(注5)

1 申請者(注6)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 電波法第5条に規定する欠格事由(注7)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	☐ 該当 ☐ 該当しない
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)	☐ 有 ☐ 無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同号)	☐ 有 ☐ 無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	☐ 有 ☐ 無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等(同条第4項第1号)	☐ 有 ☐ 無
	処分歴等(同号)	☐ 有 ☐ 無
	特定役員(同項第2号)	☐ 有 ☐ 無
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)	☐ 有 ☐ 無

	役員の処分歴等(同項第4号)	☐ 有 ☐ 無
--	----------------	---

3 免許又は再免許に関する事項(注8)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 免許の年月日	
⑤ 希望する免許の有効期間	
⑥ 備考	

4 電波利用料(注9)

① 電波利用料の前納(注10)

電波利用料の前納の申出の有無	☐ 有 ☐ 無
電波利用料の前納に係る期間	☐ 無線局の免許の有効期間まで前納します(電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) ☐ その他(年)

② 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)(注11)

☐1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る申請をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。

(1) 複数の無線局を申請する場合は、3①の欄の記載事項に対応した手数料及び第8条の2第2項により合算した額の内訳が分かるように3⑥の欄に記載すること。

(記載例) 10W 1局×6,200円+証明書1通×480円

 1W 1局×3,450円+証明書1通×480円

合 計 10,610円

(2) 第8条の2第1項の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(4) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあっては、適用しない。

5 各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区 別	記載する欄	備 考
1 免 許 の 申 請 の 場 合	1 2 3(① ② ⑤ ⑥) 4 5	
2 再 免 許 の 申 請 の 場 合	1 2 3 4(注) 5	(注) ②にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

6 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

7 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。
ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

8 3の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請(アマチュア局を除く。)の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

(3) ③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

(4) ⑤の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

(5) ⑥の欄は、次によること。

ア 2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

ウ 固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第102条の2第1項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。

エ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

9 法第103条の2第14項本文に該当する場合は、記載を要しない。

10 施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納に係る記載は、次によること。

(1) 電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。

(2) 電波利用料の前納に係る期間については、前納を希望する場合に限り記載することとし、該当する□にレ印を付けること。その他に該当する場合は、無線局の免許の有効期間のうち、1年を単位とする期間を記載すること。ただし、法第13条第2項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の無線局の免許を受けようとする者は、その他の□にレ印を付け、1年を単位とする期間を記載すること。

11 電波利用料納入告知書について、1の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注6に準じて記載すること。

- 12 申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書(書面申請等による場合に限る。)の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票(以下「郵便切手等」という。)を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。
- 13 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

長

辺

無線局事項書	
1 免許の番号	
2 申請(届出)の区分	☐ 開設 ☐ 変更 ☐ 再免許
3 無線局の種別コード	
4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5 法人団体の別	☐ 法人 ☐ 団体
6 住 所	都道府県一市区町村コード []
	〒(—)
	電話番号() —
7 法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ
8 希望する運用許容時間	
9 工事落成の予定期日	☐ 日付指定：____.____.____
	☐ 予備免許の日から____月目の日
	☐ 予備免許の日から____日目の日
10 運用開始の予定期日	☐ 免許の日
	☐ 日付指定：____.____.____
	☐ 予備免許の日から____月以内の日
	☐ 免許の日から____月以内の日
11 無線局の目的コード	☐ 従たる目的
	基幹放送の種類コード
12 通信事項コード	
13 通信の相手方	
14 識別信号	
15 人工衛星の名称	
16 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

短

辺

(日本産業規格A列4番)

長

辺

17 無線局の区別						
18 人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	人工衛星の名称	
	対地静止衛星以外の人工衛星	軌道の傾斜角				
		周期				
		遠地点の高度				
		近地点の高度				
		軌道の種類	コード []			
	19 打上げ予定時期					
	20 使用可能期間					
21 軌道に関する事項						
22 目的を遂行できる位置の範囲						
23 予備衛星の数						
24 同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの		宇宙物体の数				
		打上げ予定時期				
25 人工衛星の打上げ場所						
26 人工衛星の国際標識番号						
27 人工衛星の姿勢制御方式						
28 人工衛星の所有者						
29 人工衛星を打上げるために使用するロケットの種類						
30 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲						
31 備考						

短

辺

(日本産業規格A列4番)

長

辺

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足る技術的能力	
38	事業計画等	(別紙) ☐ (1) 経営形態及び資本又は出資の額 ☐ (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 ☐ (3) 主たる出資者及びその議決権の数 ☐ (4) 役員に関する事項 ☐ (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 ☐ (6) 試験の方法及び具体的計画 ☐ (7) 放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 ☐ (8) 将来の事業予定 ☐ (9) 事業収支見積り ☐ (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
39	外国人等により占められる役員の割合	%
40	外国人等直接保有議決権割合	%

短

辺

(日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12(注1) 13(注1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30(注1) 31 32 33(注2) 34(注2) 35(注2) 36(注2) 37(注2) 38(注2) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1(注1) 2 3 4 5 6 7 14 17(注2) 18(注2) 32(注3) 38(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) 33の欄から40の欄までに変更がある場合に限る。 (注4) 衛星基幹放送局等の場合は、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 8 11(注1) 12(注2) 13(注2) 14 15 16 17 18(注1) 19 20 21(注1) 22(注1) 23(注1) 24(注1) 25 26 27(注1) 28(注1) 29 30(注2) 31 32 33(注1) 35(注1) 36(注1) 37(注1) 38(注1) 39 40	(注1) 衛星基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3 2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する口にレ印を付けること。

4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 衛星基幹放送局等の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ 再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)。

ウ 実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

(ア) 免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

(イ) 再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

エ 電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあ

- つては、再免許の日)以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。
- 6 5の欄は、法人又は団体の区別により、該当する□にレ印を付けること。
- 7 6の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- 8 7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。
- 9 8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。
- 10 9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。
- 11 10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 12 11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること(衛星基幹放送局等の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。)。
- 13 12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。
- 14 13の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。
- 15 14の欄は、次の区分に従い、記載すること。
- (1) 免許の申請の場合
希望する識別信号
- (2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合
現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)
- 16 15の欄は、人工衛星の名称を「N—SAT—110」のように記載すること。
- 17 16の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局等の場合
ア 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号

第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

- (ア) 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。
- (イ) 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

イ 希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

- (ア) 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。
- (イ) デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。
- A 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。
- B 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。
- C 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。
- D 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ 空中線電力の記載は、次によること。

- (ア) 電波の型式の別に記載すること。
- (イ) 超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価方輻射電力(11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。
- (ウ) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

(エ) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 電波の型式は、次によること。

(ア) 多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

(イ) 連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

(ウ) 占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

A 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

B 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

イ 周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

ウ 空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

18 17及び32の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

19 18の欄は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。

ウ 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ 周期の欄は、分単位で記載すること。

- ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。
- エ 軌道の種類は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 20 19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日(既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日)を記載すること。
- 21 20の欄は、「28年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。
- 22 21の欄は、18の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置に関する事項以外の、人工衛星局及び衛星基幹放送局等の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。
- 23 22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局及び衛星基幹放送局等の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。
- 24 23の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局等の場合
- 予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。
- (2) 人工衛星局及び宇宙局の場合
- 予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。
- 25 24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り記載することとし、宇宙物体の数の欄は開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄は当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。
- 26 25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。
- 27 26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。
- 28 27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。
- 29 28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。
- 30 29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、26の欄を記載した場合に限る。
- 31 30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を記載し、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。
- 32 31の欄は、次によること。
- (1) 衛星基幹放送局等の場合
- ア 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- イ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基

幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

ウ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局の場合

ア 申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

イ 当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなっている相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

ウ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

エ 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

オ その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

33 33の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。

34 34の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区 分	金 額	備 考
総 額 送 受 信 設 備 そ の 他	千円	

(注1) 無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

(注2) 無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その確実性を証する書面を添付すること。

35 35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

- ア 放送法第121条第2項第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
- イ 放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
- (4) (1)の概要図には、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (6) 再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
- 36 36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。
- (1) 35の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。
- (2) 再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
- 37 37の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。
- (1) 設備等維持業務を確実に実施することができる体制を記載すること。
- (2) 設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。
- (3) 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。
- (4) 設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の7に規定する措置の内容を記載すること。
- (5) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。
- (6) 記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の衛星基幹放送局等のものと同一である場合において、当該他の衛星基幹放送局等についてその全部を記載したとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。
- 38 38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 免許の申請 の場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2 変更の申請 又は届出を行 う場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注3) (6) (注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)	(注1) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
3 再免許の申 請の場合	(1) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2) (8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2) (10) (注1)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39 38の欄の(別紙)は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株 式 会 社		
資 本 又 は 出 資 の 額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

--	--	--	--

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は 出資の額	発起人引受けの 株式数及びその額	募集の株式数 及びその額	合 計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用 途 別 資 金 の 額			資金調達の方法
工 創 そ 合	事 業 の	費 費 他 計	千円

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住 所	職 業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備 考

(注1) 議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住 所	役 名	担当部門	兼 職	備 考
氏 名					

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの(代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は

常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。)を(注3)に準じて記載すること。

(注5) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 予定のものについてはその旨

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(5) 別紙(6)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者 の 名 称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 $\left[\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right]$	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支	事業 収支	放送 局設 備供 給役 務の 収支

1 売上高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
その他										
2 売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
3 売上総利益(1-2)										
4 販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
5 営業利益(3-4)										
6 営業外収益										
7 営業外費用										
8 経常利益(5+6-7)										
備 考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

(注) 放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ) 費用

科 目	金 額	根 拠
	千円	

(注) (ア)の注に準じて記載すること。

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること。

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくも

のを含む。)について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合のみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(9) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
氏 名				
			□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付するこ

と。

(2) 人工衛星局及び宇宙局

ア 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
			☐ 有 ☐ 無	

(注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

役員の総数 名(A)(代表者 名、その他役員 名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数 名(B)
外国人等役員比率 $\%((B)/(A))$

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

41 40の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
無議決権株式(B)		
議決権制限株式(C)		

発行済株式 (A)	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無	□有 □無	
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
		単元未満株式(H)		
総数(I)				
備考	1単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第125条第1項又は第2項において準用する同法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 議決権割合に関する事項

区 分		氏名 又は 名称	住所 (A)	法人 番号 (B)	株式 数 (株) (C)	議決 権 の 数 (個) (D)	(D) ／ 議決権の 総数 (%) (E)	備 考
外国 法人 等	議決権の総数の1000分の1以上を 占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を 占める者の合計 (計 者) (F)							
合 計								

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五

入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局

法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

- (注4) (C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注5) (D)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(国又は地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注7) (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- (注8) (F)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- 42 該当欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 43 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
- 44 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号の二第8 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局並びに宇宙局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

長

辺

工事設計書		
1 無線局の区別		
2 装置の区別	番号	第 装置
	予備送信装置	☐
	現用装置の番号	
3 通信方式コード又は送信の方式コード		
4 通信路数		
5 送 信 機	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	定格出力(W)	
	低下させる方法コード	
	低下後の出力(W)	
	変調方式コード	
	発振コード	
	終段部の真空管又は半導体コード	
	電力束密度(dBW/Hz/m ²)	
	最大電力密度(dBW/Hz)	
	製造者名	
	型式又は名称	
	製造番号	
	6 受 信 機	区別
低雑音増幅器		利得(dBi)
		雑音温度(K)
通過帯域幅		
雑音温度(K)		

短

辺

(日本産業規格A列4番)

7 無線局の区別										
空中線系	8 空中線系番号		()							
	9 空中線	空中線型式等	送受の別コード		基本コード		付加コード		偏波面コード	
		電力半値ビーム幅(度)								
		指向確度(度)								
		利得(dBi)	送信				受信			
		口径(m)								
		雑音温度(K)								
	10 給電線等	給電線損失(dB)	送信				受信			
		共用器損失(dB)	送信				受信			
		その他損失(dB)	送信				受信			
11 発射する周波数等										
12 受信する周波数										
13 空中線系に関するその他の事項		□構成が複雑で記載が困難なため、構成を別に添付する。								
14 電源設備	種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項				
	予備電源の有無		□有 □無							
15 附属装置		コード				補足事項				
16 電波発射停止装置		□有 □無		方式及び性能						
17 軌道又は位置の変更機能		□有 □無		方式及び性能						
18 その他の工事設計		□電波法第3章に規定する条件に合致する。								
19 添付図面		□無線設備系統図又は送受信機系統図 □電源系統図 □地表面の利得コンタ図 □業務区域を示す図								
20 備考										

長

辺

21 無線局の区別						
22 周波数 配 列 情 報	人工衛星の名称			周波数帯		
	トランスポンダ 番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短

辺

(日本産業規格A列4番)

短 辺 (日本産業規格A列4番)

長

辺

25 無線局の区別							
26 発射する電波の型式、 周波数及び空中線電力	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	実効輻射電力又は等価 等方輻射電力	補足事項	トランスポンダ 番号

短

辺

(日本産業規格A列4番)

- 注1 1、7、21、23及び25の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。
- 2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては、記載を要しない。
- (1) 多重無線設備(ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。)の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。
(記載例)
「32K0 G7W 3400.01MHzから4199.99MHzまで」
- (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (3) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
- (5) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。
- (6) 発振コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (7) 終段部の真空管又は半導体コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 電力束密度の欄は、申請する無線局の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。

- (9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が15GHz以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の4kHz帯域幅を、15GHzを超える場合は最大の電力密度の1MHz帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を1Hz当たりにした値を記載すること。
- (10) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
- (11) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 7 6の欄は、次によること。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
- (2) 低雑音増幅部の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載は要しない。
- (3) 通過帯域幅の欄は、次によること。
- ア 受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における6dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
- イ 受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
- ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。
- (4) 雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。
- 8 8の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。
- 9 9の欄は、次によること。
- (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
- (2) 電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
- (3) 指向確度の欄は、無指向性空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。
- (4) 利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
- (5) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。
- (6) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(4)に準じて記載すること。
- 10 10の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載

すること。

11 11の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように26の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、25及び26の欄の記載は要しない。

12 12の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

13 13の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成(放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺)、輻射器の細部の構成(輻射器、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数)及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向(空中線が地球を指向している場合は指向地点の緯度及び経度、その他の場合は方位角(真北を基準とする時計回りの角度をいう。)、仰角(人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。))で記載すること。)及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付し、□にレ印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

14 14の欄は、次によること。

(1) 種別の欄、規格の欄、方式の欄、数量の欄、電力配分の欄及び補足事項の欄について記載すること。

(記載例)

種 別	規 格	方 式	数 量	電 力 配 分	補 足 事 項
太陽電池	1000W (5年後)	シリコン	太陽電池セル	通信系サブシステム用 50W、 通信系を除く共通系 300W ミッション系 150W	

種 別	規 格	方 式	数 量	電 力 配 分	補 足 事 項
蓄電池	容量 60AH (合計)	Ni—Cd	3ユニット	通信系サブシステム用 50W 通信系を除く共通系 300W ミッション系 200W	

(2) 予備電源の有無の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載し、演奏所及び送信所の電源の予備の有無について、該当する□にレ印を付けること。

15 15の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

16 16の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、電波の発射を停止させる装置を有しない場合は、「□無」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

17 17の欄は、次によること。

人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有する場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能を記載すること。また、人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を有しない場合は、「□無」の□にレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局又は衛星基幹放送局等であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともに、その方法の確実性を証する方法を記載すること。

18 18の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

19 19の欄は、添付図面として、無線設備系統図(人工衛星局に限る。)又は送受信機系統図(衛星基幹放送局等に限る。)、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図又は送受信機系統図は、送受信機の系統、各系統の用途及び周波数並びに送受信機、空中線及び端局装置の接続系統を記載すること。

(2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。

(3) 地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局又は衛星基幹放送局等が対地静止衛星である場合は、送信空中線及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、絶対利得を最大利得から2、4、6、10、20dB、また、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4) 業務区域を示す図は、電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

20 20の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条の2第6項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。)の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第15条の3第1項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を記載すること。ただし、衛星基幹放送局等の場合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 設備規則別表第3号の42の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅(BN)及び平均電力(P)の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

21 22の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 周波数帯の欄は、「3.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。
- (4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
- (5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
- (6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数帯間隔を区別して記載すること。
- (7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

22 24の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注21(1)に準じて記載すること。
- (2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
- (3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。
- (4) 周波数帯の欄は「3.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
- (5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
- (6) 配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

23 26の欄は、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に関し記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大ERP 1000kW」又は「最大EIRP 1000kW」のように記載すること。
- (6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。
- (7) トランスポンダ番号の欄は、22の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

24 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

25 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

26 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載

し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

27 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

28 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。